

混合粗大ごみの受入れをします

ご家庭で不用になった混合粗大ごみの処理を希望される方は、下記のとおり持ち込み場所へ直接持ち込んでください。

なお、家庭から出るごみが対象ですので、事業所ごみは受け入れしません。



○混合粗大ごみとは

「燃える物と燃えない物が一緒にになっていて、自力での分別が困難な粗大ごみ」

例) 電気毛布、電気カーペット、スプリング入りソファ、マッサージチェア、オルガン、木製の台付きマシン、ゴルフバッグ、チャイルドシートなど

※ねじ等で接合しており、容易に分解できるものは受け入れできません。

●当日、混合粗大ごみ以外は受け入れを行いません。

※手数料は、持ち込み場所において、現金でお支払いください。

◆問い合わせ先

住民生活課

☎0859・54・5210

大山支所総合窓口室

☎0859・53・3311

中山支所総合窓口室

☎0858・58・6111

※当日の連絡先

名和クリーンセンター

☎0859・54・5352

日時

9月11日(日)
9時～12時、13時～15時

持ち込み場所

名和クリーンセンター

手数料

10kgあたり205円

「お試しの健康食品」が定期購入になっていた!

* 申込み前に、購入内容や解約条件を
しっかり確認しましょう!

* 通信販売はクーリングオフの対象ではありません

気をつけたい
トラブル



消費生活に関する、よくある疑問・質問やくらしに役立つ最近の情報をお伝えします。今回は「お試し価格!」とお得なイメージが先行する健康食品の話です。

はい!

消費生活相談窓口です

1回だけでは...?



Q: スマホで「飲むだけでやせる、お試し価格500円」という広告を見つけ、注文したところ、一回だけと思っていたが、3か月間の定期購入でした。やめたいと電話をしたが、断られました。返品はできませんか?

A: 「広告や商品と一緒に届いた書面に定期コースと記載があり、販売会社が設けた解約期日が過ぎていれば、一方的には返品できません。販売会社との話し合い、解約の合意が必要です。

Q: いろいろな健康食品があり、試してみたい気があるのですが、購入時の注意点を教えてください。

A: 通信販売は、基本的にはクーリングオフの適用はなく、返品は会社の規約によります。利用する際には、商品の特徴や価格だけではなく、購入や返品の条件を見て検討をしましょう。届いた商品に同封された書面もしっかり確認が必要です。

毎月第4火曜日は、消費生活相談日です。お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

大山町役場住民生活課

☎0859-54-5210 (平日)

鳥取県消費生活センター

☎0859-34-2648 (平日・土日)

八橋警察署 ☎0858-49-0110